3　国税通則法に税務職員の質問検査権に関する規定が横断的に整備されたことに伴う所要の整備を行うこととした。（旧相続税法第六〇条及び第六〇条の二関係）

四　地価税法の一部改正関係

国税通則法に税務職員の質問検査権に関する規定が横断的に整備されたことに伴う所要の整備を行うこととした。（旧地価税法第三六条及び第三七条関係）

五　登録免許税法の一部改正関係

登録免許税の過誤納金の還付に係る通知の請求期間を五年（改正前一年）に延長することとした。（第三一条関係）

六　消費税法の一部改正関係

1　前課税期間の消費税額等の更正等に伴う更正の請求の特例について、国税通則法の一部改正により更正の期間と更正の請求の期間とを一致させたことに伴い、所要の整備を行うこととした。（第五六条関係）

2　国税通則法に税務職員の質問検査権に関する規定が横断的に整備されたことに伴う所要の整備を行うこととした。（旧消費税法第六二条及び第六三条関係）

七　酒税法の一部改正関係

国税通則法に税務職員の質問検査権に関する規定が横断的に整備されたことに伴う所要の整備を行うこととした。（旧酒税法第五三条関係）

八　たばこ税法の一部改正関係

国税通則法に税務職員の質問検査権に関する規定が横断的に整備されたことに伴う所要の整備を行うこととした。（旧たばこ税法第二七条関係）

九　揮発油税法の一部改正関係

国税通則法に税務職員の質問検査権に関する規定が横断的に整備されたことに伴う所要の整備を行うこととした。（旧揮発油税法第二六条関係）

一〇　地方揮発油税法の一部改正関係

国税通則法に税務職員の質問検査権に関する規定が横断的に整備されたことに伴う所要の整備を行うこととした。（旧地方揮発油税法第一四条の二関係）

一一　石油ガス税法の一部改正関係

国税通則法に税務職員の質問検査権に関する規定が横断的に整備されたことに伴う所要の整備を行うこととした。（旧石油ガス税法第二六条関係）

一二　石油石炭税法の一部改正関係

国税通則法に税務職員の質問検査権に関する規定が横断的に整備されたことに伴う所要の整備を行うこととした。（旧石油石炭税法第二三条関係）

一三　航空機燃料税法の一部改正関係

国税通則法に税務職員の質問検査権に関する規定が横断的に整備されたことに伴う所要の整備を行うこととした。（旧航空機燃料税法第一九条関係）

一四　電源開発促進税法の一部改正関係

国税通則法に税務職員の質問検査権に関する規定が横断的に整備されたことに伴う所要の整備を行うこととした。（旧電源開発促進税法第一二条関係）

一五　自動車重量税法の一部改正関係

自動車重量税の過誤納金の還付に係る証明書の交付請求期間を五年（改正前一年）に延長することとした。（第一六条関係）

一六　印紙税法の一部改正関係

国税通則法に税務職員の質問検査権に関する規定が横断的に整備されたことに伴う所要の整備を行うこととした。（旧印紙税法第二一条関係）

一七　国税通則法の一部改正関係

1　更正の請求期間等の延長

㈠　更正の請求期間の延長

納税者がする更正の請求について、請求をすることができる期間を原則として五年（改正前一年）に延長することとした。（第二三条関係）

㈡　増額更正の期間制限の延長

右記㈠の改正に併せ、課税庁がする増額更正の期間制限について、原則として五年（改正前三年）に延長することとした。（第七〇条関係）

㈢　内容虚偽の更正請求書の提出に対する処罰規定

偽りの記載をした更正請求書を提出した者は、一年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金に処することとした。（第一二七条関係）

2　税務調査手続の見直し

㈠　税務職員の質問検査権

税務職員は、所得税等に関する調査等について必要があるときは、納税義務者等に質問し、帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができることとする質問検査権に関する規定について、横断的に整備することとした。（第七四条の二～第七四条の六関係）

㈡　税務調査において提出された物件の留置き

税務職員は、国税の調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができることとした。（第七四条の七関係）

㈢　税務調査の事前通知

税務署長等は、税務職員に実地の調査において質問検査等を行わせる場合には、あらかじめ、納税義務者に対し、その旨及び調査を開始する日時等を通知することとした。ただし、税務署長等が違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれその他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、これらの通知を要しないこととした。（第七四条の九及び第七四条の一〇関係）

㈣　税務調査の終了の際の手続

調査終了の際の手続について、次のとおり整備を行うこととした。（第七四条の一一関係）

(1)　税務署長等は、実地の調査を行った結果、更正決定等をすべきと認められない場合には、当該調査において質問検査等の相手方となった納税義務者に対し、その時点において更正決定等をすべきと認められない旨を書面により通知するものとする。

(2)　調査の結果、更正決定等をすべきと認める場合には、税務職員は、納税義務者に対し、調査結果の内容を説明するものとする。

(3)　右記(2)の説明をする場合において、当該職員は、当該納税義務者に対し修正申告等を勧奨することができる。この場合において、当該調査結果に関し納税申告書を提出した場合には不服申立てをすることはできないが更正の請求をすることはできる旨を説明するとともに、その旨を記載した書面を交付しなければならない。

3　処分の理由附記

国税に関する法律に基づく申請により求められた許認可等を拒否する処分又は不利益処分について、課税庁は行政手続法の規定に基づき理由を示すこととした。（第七四条の一四関係）

一八　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正関係

租税条約等の相手国等からの情報提供の要請に基づく情報の提供のための調査に係る質問検査権、当該調査において提出された物件の留置き等に関する事項について整備を行うこととした。（第九条の四の二、第二九条の二、第二九条の三、第三七条の一一の三及び第四一条の一二関係）

㈠　青色申告特別控除及び電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除について、当初申告の確定申告書に記載した金額を適用上限とする措置を廃止することとした。（第二五条の二及び第四一条の一九の五関係）

一九　租税特別措置法の一部改正関係

1　個人所得課税

㈠　調書又は報告書の提出に関する調査に係る質問検査権、当該調査において提出された物件の留置き等に関する事項について整備を行うこととした。（第九条の四の二、第二九条の二、第二九条の三、第三七条の一一の三及び第四一条の一二関係）

㈡　青色申告特別控除及び電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除について、当初申告の確定申告書に記載した金額を適用上限とする措置を廃止することとした。（第二五条の二及び第四一条の一九の五関係）